

第四百十三回国 参議院文教・科学委員会會議録第四号

平成十年十月十三日(火曜日)
午後零時十七分開会

委員の異動

九月二十五日
委員世耕政隆君は逝去された。

辞任

九月二十九日
亀井 郁夫君

補欠選任
中島 眞人君

九月三十日

辞任

中島 眞人君

補欠選任
亀井 郁夫君

十月八日

辞任

林 紀子君

補欠選任
橋本 敦君

十月九日

辞任

橋本 敦君

補欠選任
林 紀子君

出席者は左のとおり。

委員長 南野知恵子君
理事 狩野 安君
野 浩君
江本 孟紀君
松 あきら君
日下部禮代子君

委員

亀井 郁夫君
北岡 秀二君
仲道 俊哉君
橋本 聖子君
石田 美栄君
佐藤 泰介君
本岡 昭次君

衆議院議員

内閣委員長 二田 孝治君
内閣委員長代理 佐々木秀典君

国務大臣

内閣官房長官 野中 広務君
国務大臣 (内閣官房長官)

事務局側

常任委員会専門員 巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件
○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(南野知恵子君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。

皆様既に御承知のとおり、本委員会委員世耕政隆君は、去る九月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜にたえません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして、御冥福をお祈り申し上げます。

御起立をお願いします。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(南野知恵子君) 黙禱を終わります。御着席願います。

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(南野知恵子君) 速記を起こしてください。

い。

○委員長(南野知恵子君) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴取いたします。二田君。

○衆議院議員(二田孝治君) ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、最近における我が国経済の成熟化に伴い、国民の意識、価値観も多様化が進行し、国民の生活も、より個性的でゆとりのある豊かな生活を求めるようになってまいりました。

このような社会経済情勢の変化に対応して、国民の余暇の過ごし方も、スポーツや文化などの個人的な活動はもとより、ボランティア活動や地域活動などの社会的な活動への参加など、幅広い多種多様なものへと変化してまいっております。

こうした中、このような余暇活動をより一層充実させるため、国民の間から、特定の曜日を国民の祝日に指定し連休化させようという機運が高まっております。また、欧米諸国におきましても、特定の曜日を祝日にする例が多く見受けられるところであります。

本案は、このような現状にかんがみ、よりゆとりのある国民生活の実現に資するため、国民の祝日に関する法律を改正し、一月十五日の「成人の日」及び十月十日の「体育の日」を、それぞれ、一月及び十月の第二月曜日としようとするものであります。

このように、この二つの祝日を月曜日と指定し連休化することにより、国民の多種多様なニーズにも十分こたえることが可能となり、また、年末年始などの特定の時期に集中する旅行や帰省、レジャーなどの活動が分散され、行楽地や交通機関の極端な混雑や道路渋滞の緩和が期待されるところに、余暇活動が活発になることにより経済的な波及効果も期待されるところであります。

さらに、祝日の趣旨を反映した各種行事をこの連休時に催すことも可能となり、祝日の意義がより一層国民に浸透することにもなるものと思われ

ます。

以上、申し述べましたところから、この際、本改正を行いますことは、まことに時宜に適した措置であると考え次第であります。

なお、この法律は、平成十二年一月一日から施行することとしております。

本案は、衆議院内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(南野知恵子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(南野知恵子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(南野知恵子君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十二分散会

九月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第三二五号)

第三二五号 平成十年九月十一日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩

二、二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

十月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第五一七号)

一、一学級定数を三十人以下にすることに關する請願(第五八七号)

第五一七号 平成十年九月二十八日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(二通)

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

三、六〇六 小林千秀外一名

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第五八七号 平成十年九月二十九日受理

一学級定数を三十人以下にすることに關する請願

請願者 埼玉県東松山市松山町一ノ一一ノ

六 竹腰ナツ子外百三十六名

紹介議員 阿部 幸代君

子供の荒れ、学級崩壊など教育現場の実情は深刻である。

ついては、教師が子供たち一人一人に目が行き

届くよう、次の事項について実現を図りたい。
一、直ちに一学級定数を三十人以下にすること。

十月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項中「一月十五日」を「一月の第二月曜日」に改め、同条体育の日の項中「十月十日」を「十月の第二月曜日」に改める。

附則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。